

中小企業者の皆さんを応援します

問い合わせ／市水産商工課商工・労働グループ
☎23 - 6467

市では、中小企業振興基本条例の基本理念・基本方針に基づき、中小企業者の皆さんの自主的な努力を応援しています。

いずれも他の補助、助成制度の対象となっていない事業が助成対象となり、年間予算の範囲内で募集を締め切ります。

ぜひ、ご活用ください。

【令和4年度の実績】

人材確保等支援事業「研修参加事業」11件、IoT等導入促進支援事業2件、販路拡大支援事業8件、新規創業者支援事業10件、商店街空き店舗活用事業1件、商店街活性化事業2件の合わせて34件となっており、多くの中小企業者の皆さんに活用されています。

■中小企業振興基本条例の基本理念・基本方針に基づく助成制度

種別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額	対象経費
人材確保等支援事業助成金	中小企業者等	【合同企業説明会等出展事業】 市外で開催される合同企業説明会等への出展	2/3	30万円	旅費、出展小間料、消耗品費、備品借用費、通信運搬費、小間装飾費など
		【研修参加事業】 中小企業大学校など公的機関が主催する研修に経営者及び従業員が参加する事業	1/2	1人あたり：5万円 1事業所あたり：15万円	受講料、旅費 ※市内で行われる場合は受講料のみ
		【インターンシップ受入事業】 大学や専門学校等の学生のインターンシップ受け入れ事業	2/3	1人あたり：5万円 1事業所あたり：15万円	学生への旅費、保険料、教材費など
		【採用活動促進事業】 就職情報サイト等への登録や掲載、自社ホームページの新規作成、改修、PR動画作成等による採用活動促進事業	1/2	15万円	広告料、外部委託費、作成ソフト購入費、ドメイン取得費など
販路拡大支援事業助成金	中小企業者等	【特定展示会等出展事業】 稚内産商品のPR活動につながるような展示会等に出展	1/2	道内：30万円 道外：40万円	出展小間料、小間装飾費、備品借用費、旅費など
		【新商品開発等事業】 稚内産商品のPR活動につながるような新製品開発やパッケージ改良、市場調査事業		30万円	機械装置購入費及び賃借料、試作に伴う原材料費、試験分析外注費、デザイン外注費など
		【ホームページ制作等事業】 自社ホームページの新規開設または外国語対応への改修事業(創業後1年以上経過している者)			制作委託費、作成ソフト購入費、ドメイン取得費、翻訳費など
新規創業者支援事業助成金	新規創業者 ※既存の事業者は、標準産業分類の大分類が変わる者	【新規創業者支援事業】 概ね、週5日程度、20時間以上営業するため、金融機関からの借入と中小企業相談所の推薦を受けた新規創業事業(一部対象外となる業種があります) ※土地及び建物を賃借し、設備導入等をした場合は、それぞれ助成が受けられます	1/2	30万円 ※1ヵ月5万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分(敷金、礼金等、諸経費は除く)
IoT等導入促進支援事業助成金	中小企業者	【IoT活用事業】 生産性向上を目的としたIoT導入やデータ活用事業	2/3	30万円	機械装置等の購入費及び賃借料(6ヵ月分に限る)、システム開発費、外部専門家経費など
		【キャッシュレス化推進事業】 従業員の負担軽減や地域産業の活性化を目的としたキャッシュレス化推進事業		10万円	端末購入費、回線工事費、利用料、手数料など
商店街等空き店舗活用事業助成金	中小企業者等	【商店街等空き店舗活用事業】 商店街等の空き店舗を活用し、第2店舗の開業等をする者で中小企業相談所の推薦を受けた事業(一部対象外となる業種があります) ※土地及び建物を賃借し、設備導入等をした場合は、それぞれ助成が受けられます	1/2	商店街：30万円 ※1ヵ月5万円 それ以外：15万円 ※1ヵ月2.5万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分(敷金、礼金等、諸経費は除く)
				商店街：50万円 それ以外：25万円	初期設備費(建物取得・改修、設備導入も対象)
商店街活性化事業助成金	商店街 振興組合	【商店街活性化事業】 集客力を強め、販売を促進するための事業及び活性化推進を目的に行う調査または計画策定事業(同一事業は3年に限る)	1/2	50万円	謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費

“ごみ”の分別クイズ! ~ これって何ごみ? ~

問題 次の①と②をごみとして出すとき、それぞれ「一般ごみ」、「生ごみ」、「資源物」のどれになるでしょうか?



①フライドチキン等の動物の骨



②蛍光灯

答え

①一般ごみ

【解説】市のバイオエネルギーセンターでは、集められた生ごみを袋から取り出すため、破碎装置を使って生ごみとそれ以外のものに分けていますが、硬いものがあると、その破碎装置が破損してしまい、生ごみを取り出すことが出来なくなってしまう恐れがあります。そのため、動物の骨は「生ごみ」ではなく、「一般ごみ」での排出をお願いしています。また、貝殻や、甲殻類の殻も同様に「一般ごみ」となります。

②資源物(その他)

【解説】蛍光灯は、「資源物(その他)」となります。排出方法は、購入時に蛍光灯が入っていた箱に入れて出して下さい。箱が無い場合は別のダンボールに入れて排出することも可能です。

そのほか、ごみの捨て方の詳細は、市が作成している分別ガイドブックやYouTubeでもアップロードしている「ごみと資源物の出し方」を参考にしてください。

正しいごみの排出に協力をお願いします。



YouTubeはこちらから!